

船上における遠隔診療について

2021（令和3）年11月



全国健康保険協会
船員保険

○船員は、陸から離れた船上という特殊な環境下で働いており、陸上労働者と比べて、以下の点で特殊性がある。

そのため、船員の労働環境の改善や健康確保の面から、船員が遠隔医療を受けられる環境の整備が求められている。

【船上生活の特殊性】

- ・限られたスペースであるため運動不足になりやすく、保存性が高い食料が多いため栄養のバランスをとることが難しい。
- ・不規則な労働時間により、体調管理が難しい。
- ・危険な作業等により負傷する等の危険性が陸上労働者と比べ高い。
- ・船上での生活が長いため、体調を崩しても容易に医療機関を受診できず、薬の処方も受けられない。（陸と違ってフリーアクセスではない。）
- ・大規模船舶には、一定程度の知識や対応方法を身につけた船舶衛生管理者がいるが、適切な判断が難しい。
- ・常備薬等はあるものの医療資源がそもそも乏しい。

船上における遠隔医療に対するニーズ

船舶関係者の声

- 孤立した船内であるため、次の状況で遠隔医療ニーズが高くなると思われる。
 - ・ 負傷、急病、持病の悪化、感染症が発生した状況
 - ・ 蘇生措置（心臓マッサージなど）が必要な状況
 - ・ 清水（せいすい）などの船内衛生環境に大きな問題が発生した場合、等
※清水とは：風呂、洗濯、掃除などに使う生活用水、海水から造水している
- 医師に動画情報を提供することでより正確な判断がなされ、衛生管理者は医師の指示のもと投薬や注射などを効率的に活用することができるようになると思われる。
※衛生管理者とは： 近海区域以遠を航行する3,000 t以上の船舶（国内各港間のみを航海する場合を除く）に乗船させなければならない（船員法第82条の2）
船内の健康管理及び保健指導に関することなどを業務とし、緊急時には医師の助言等を受け投薬・注射も可能（船員に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第16条）
- 急患が出た場合は緊急寄港などの対応もあるが、船内でより早い段階から適切な判断のもと処置ができるようになると思われる。

船員の健康確保に関する検討会（海事局）

- 船内における無線を活用した医療支援として「無線医療助言事業」等が存在するが、医療支援の活用場面が、航海中の船内で急病人やけが人が発生した場合に行われている。
- 産業医等による船員の健康状態の把握や面接指導の実施等においてニーズがある。

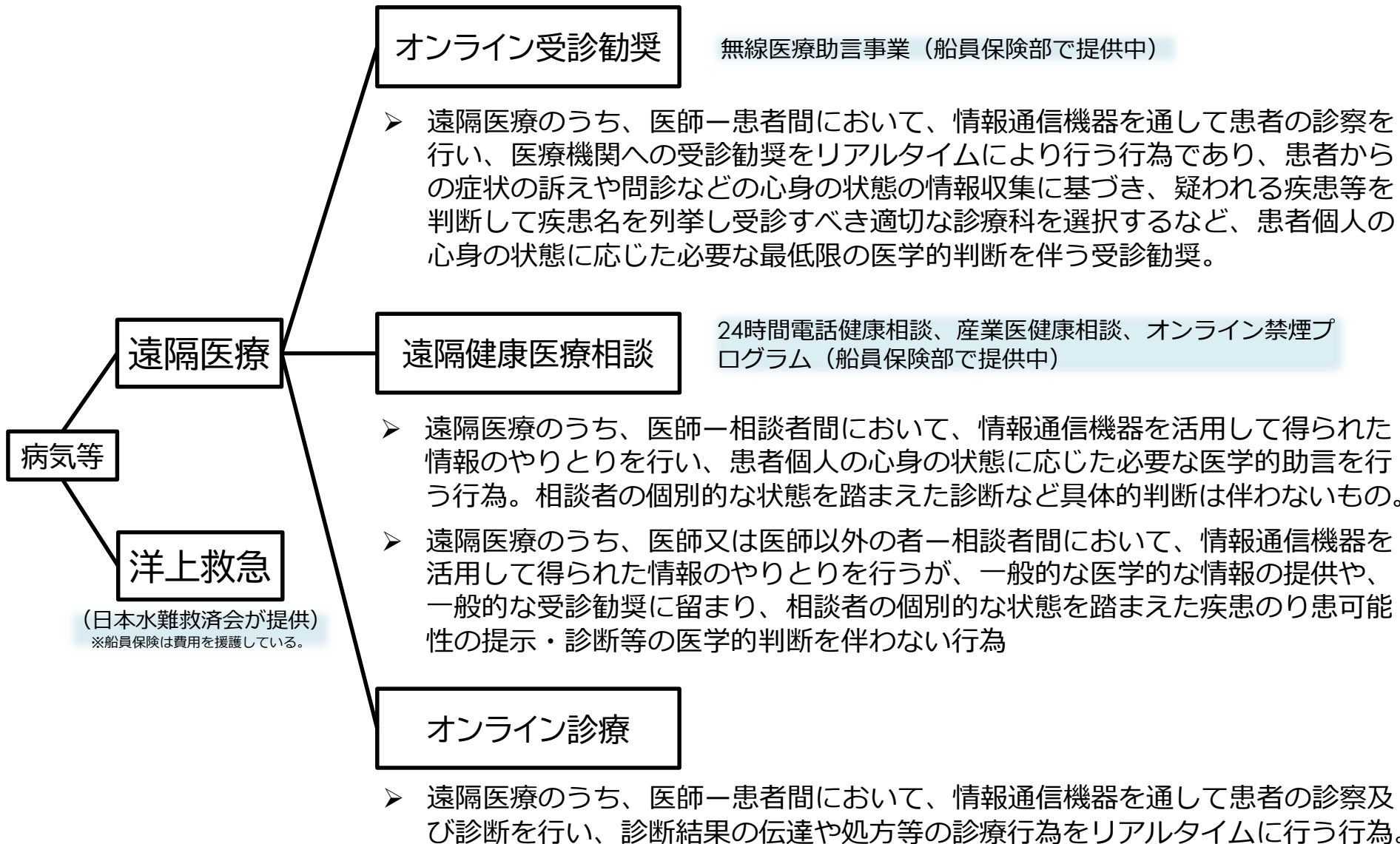
（R2.10「船員の健康確保に向けて」より抜粋）

無線医療の例

- 負傷、急病、持病が悪化した等、比較的緊急度が高い状況において、遠隔医療ニーズが高い。
（無線医療助言通信ハンドブックの事例：慢性疾患が悪化した事例、実際の事例：骨折、裂傷、持病等）

遠隔医療等の分類

遠隔医療とは：情報通信機器を活用した健康増進、医療に関する行為



各定義については、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」より抜粋

遠隔医療等の分類

【オンライン診療等で実施可能な行為】

	オンライン診療	オンライン受診勧奨	遠隔健康医療相談	
			医師	医師以外
指針の適用	○	○（一部適用外）	×	×
情報通信機器を通じた診療行為	○	○	×	×
情報通信手段のリアルタイム・同時性 （視覚・聴覚情報を含む）	○ （文字等のみ不可）	○ （文字等のみ不可）	－ （必須ではない）	－ （必須ではない）
初診	×	○	－	－
処方	○	×	－	－
受診不要の指示・助言	－	○	○	○
一般的な症状に対するり患可能性のある疾患名の列挙	－	－	○	○
患者個人の状態に対するり患可能性のある疾患名の列挙	○	○	×	×
一般用医薬品の使用に関する助言	○	○	○	○
患者個人の心身の状態に応じた医学的助言	○	○	○	×
特定の医療機関の紹介	○	○	○	○

※上記は、厚生労働省「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月）（令和元年7月一部改訂）別添資料より

○現在、新型コロナウイルスによる院内感染防止と受診機会の確保を目的に、時限的・特例的な対応がとられている。（次頁を参照）

○併せて、規制改革の観点で新型コロナウイルスの感染収束後のオンライン診療の在り方を国で議論しており、オンライン診療の恒久化に向けたとりまとめが行われる予定となっている。

オンライン診療にかかる評価の経緯

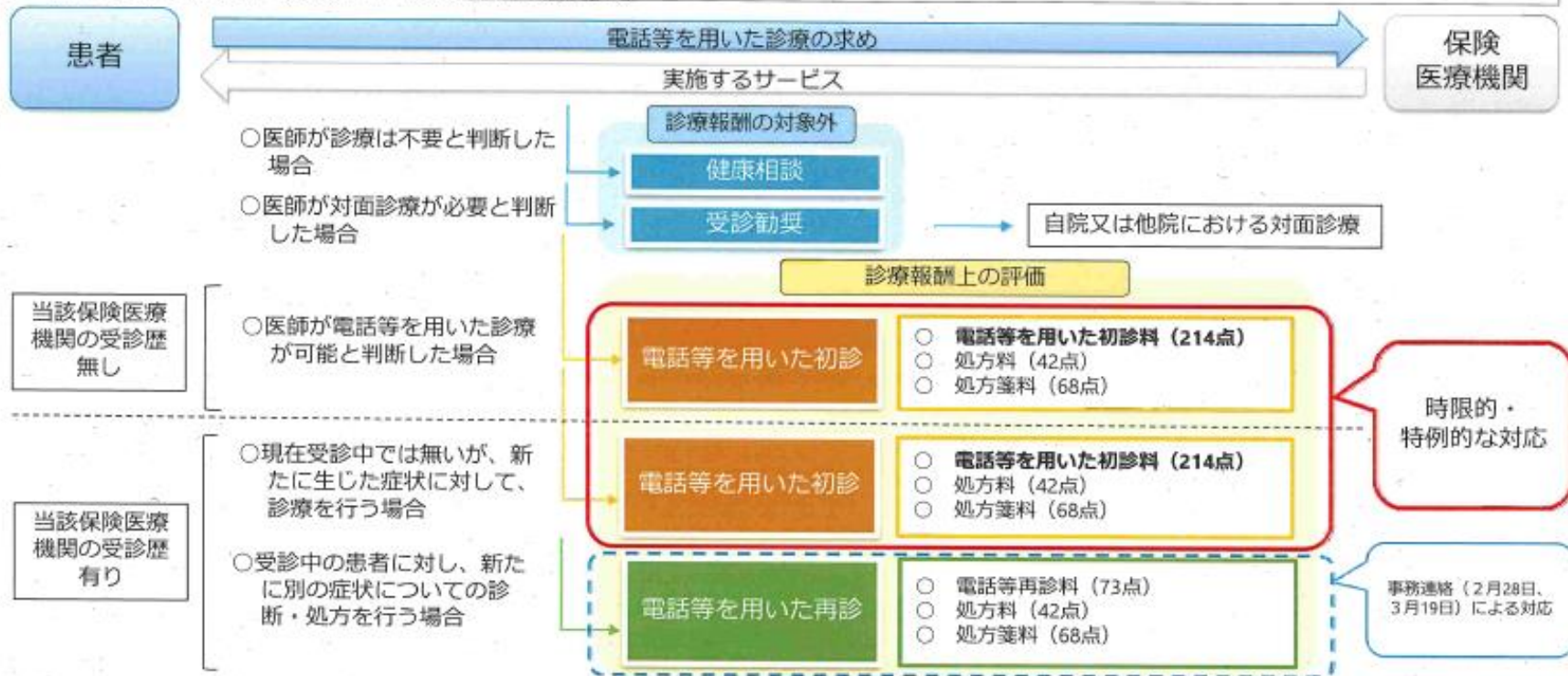
	オンライン診療（遠隔診療）の取扱い	診療報酬上の対応
平成9年	平成9年12月（医政局長通知） 「離島、へき地の場合」などの遠隔診療を認める	-
平成27年	平成27年8月（事務連絡） 「離島、へき地」については例示であることを明確化	
平成30年	平成30年3月（医政局長通知） 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を发出	平成30年度診療報酬改定 「オンライン診療料」等を新設
令和元年	令和元年7月 「オンライン診療の適切な実施に関する指針」改訂	-
令和2年		令和2年度診療報酬改定 「オンライン診療料」等の見直し等
新型コロナウイルスの感染拡大に伴う対応（主なもの）		
	<p>【初診】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 初診から電話やオンラインで診療可能 <hr/> <p>【再診】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 慢性疾患を抱える定期受診患者について、症状に変化が生じた場合においても、電話やオンライン診療を実施した場合の処方可能 ○ 事前の計画作成は不要 	<p>【初診】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電話や情報通信機器を用いた診療を実施した場合、初診料を算定可能 <hr/> <p>【再診】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 慢性疾患を有する定期受診患者に対して、電話等再診料等を算定可能 ○ 電話や情報通信機器を用いた診療を実施した場合、管理料を算定可能
令和3年 (現在)		

オンライン診療に係る時限的・特例的な取扱い

第482回中医協総会
2021年7月7日

新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話等を用いた診療に対する診療報酬上の臨時的な取扱い

- 新型コロナウイルスの感染が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑み、時限的・特例的な対応として、「新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医業・生活衛生局総務課事務連絡）が発出されたことを踏まえ、当該事務連絡に関連する診療報酬の取扱いについて、以下の対応とする。（令和2年4月10日付事務連絡）



- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、慢性疾患を有する定期受診患者に対して、電話等を用いた診療及び処方を行う場合であって、電話等を用いた診療を行う以前より、「情報通信機器を用いた場合」が注に規定されている管理料等を算定していた患者に対して、電話等を用いた診療においても当該計画等に基づく管理を行う場合は、147点（※）を算定することとする。
- 薬局で医療機関から送付された処方箋情報に基づき調剤を行い、電話等による服薬指導を行った場合でも調剤技術料、薬剤料、特定保険医療材料及び薬剤服用歴管理指導料等を算定できることとする。
- オンライン診療料の施設基準のうち、「一月あたりの再診料等及びオンライン診療料の算定回数に占めるオンライン診療料の割合が1割以下であること。」については、時限的・特例的な対応として、新型コロナウイルスの感染が拡大している間、適用しないこととする。

船上における遠隔医療の選択肢

- 船上での医療は、その特殊な環境下での限界もあり、ニーズに対応した方策の強化が適当
- 健康相談事業の拡充や慢性疾患等をかかりつけ医でオンライン診療できる環境整備

【今後】

病気・けがの症状や健康保持増進に関する相談で、診療行為が伴わないもの

- ・ 24時間健康相談
(電話、チャットボット)
- ・ 卒煙プロジェクト

産業医による健康相談
(被保険者向け)

船上での健康管理に関するもの

産業医による健康相談
(被保険者・船舶所有者向け)

主に慢性疾患等による診療

オンライン診療

船上で急病人が発生した場合など、緊急性を要するもの

無線医療助言事業
洋上救急医療援護事業

○船員保険コラボヘルスの更なる充実、活用促進

○健康相談事業の更なる充実、活用促進

オンライン診療に対応する医療機関の増加等利用しやすい環境づくり

外部委託機関と連携し円滑かつ着実に実施

船上における遠隔医療の選択肢

産業医健康面談

申込みできる方
船舶所有者



産業医によるオンライン面談（健康相談）を利用できます。月に1回、船員の健康相談や船舶所有者の健康管理に関する相談に対して助言を行います。

出前健康講座

申込みできる方
船舶所有者



研修会に講師を派遣し、メンタルヘルスや生活習慣病に関する講座を開催します。生活習慣病予防、メンタルヘルス等、各種テーマをご用意しています。

船員保険卒煙プロジェクト

申込みできる方
被保険者、被扶養者



医師開発アプリを使ったオンラインによる禁煙プログラムを利用できます。禁煙補助剤を用いた禁煙支援で、通院不要、費用無料です。

船員保険電話健康相談

利用できる方
被保険者、被扶養者



医師、看護師等が24時間、医療や健康やメンタルヘルスの相談をお受けします。ご自宅や勤務先の近くなどご要望に沿った医療機関情報もご案内します。

生活習慣病予防健診

利用できる方
被保険者、被扶養者



35歳以上の方はがん（胃・肺・大腸）検診を含む健診を受診できます。一般健診・巡回健診は無料で受けることができます。

特定保健指導

利用できる方
被保険者、被扶養者



健診結果等からメタボ該当もしくは予備群と判定された方に保健師等が様々な働きかけやアドバイスを無料で行います。

【参考】オンライン診療のかかり方

厚生労働省HP

① 診療内容の確認

・医療機関のHP等で電話やオンラインで診療しているか確認が必要です。

② 事前の予約

・電話の場合は、医療機関に電話し、保険証などの情報を医療機関に伝えた上で予約します。
・オンライン診療の場合は、医療機関によって予約方法は異なります。

③ 診療

・医療機関側から着信があるか、オンラインで接続され、診療が開始
・受診を希望された本人であることを確認するため、求められた個人情報伝えます。
※診断や処方が困難な場合もあることにはご留意ください。



「船員保険イメージキャラクターかもめっせ」

新型コロナウイルス感染の懸念から、
お手持ちの電話やスマホで医療機関に相談や受診することができます。

電話・オンラインによる診療が ますます便利になります。

高額な機器や難しいシステムは不要です。 ※実施していない医療機関もあります。

電話で受診 オンラインで受診

診療

- 1 診療内容の確認**
電話・オンライン診療を行っているか確認
受診しようと考えている医療機関のホームページを確認するか、直接医療機関の窓口にて、電話やオンラインによる診療を行っているかご確認ください。
かかりつけ医等または最寄りの医療機関
まずは、普段からかかっているかかりつけ医等にご相談ください。
かかりつけ医等をお持ちでない方は、下記のホームページから電話・オンラインによる診療を行っている最寄りの医療機関*にご連絡ください。
※医師の判断によっては、すぐに医療機関を受診する必要がありますため、できるだけお住まいの近くの医療機関を選択することをお勧めします。
- 2 事前の予約**
電話の場合
電話の場合は、医療機関に電話し、保険証などの情報を医療機関に伝えた上で予約します。
オンライン診療の場合
オンライン診療の場合は、医療機関によって予約方法は異なります。
詳しくは各医療機関のホームページをご覧ください。
支払い方法の確認
予約の際に合わせて支払い方法についても確認します。
- 3 診療**
診察開始
医療機関側から着信があるか、オンラインで接続され、診療が開始します。
本人確認後、症状説明
まずは、受診を希望されているご本人であることを確認するために、求められた個人情報をお伝えし、症状等をご説明してください。
電話やオンラインによる診療では診断や処方が困難な場合があることにはご留意ください。
- 4 診療後**
医療機関への来訪を推奨されたら
医療機関に来訪して受診する場合は、必ず医療機関に直接かかるようにしてください。
薬の処方を受けた場合
薬が処方され、薬の配送を希望する場合は、薬を出してもらう最寄りの薬局を医療機関に伝え、診察後、薬局に連絡してください。
電話やオンラインによる薬業指導を受けられ、その後、薬が配送されます（薬用に来訪されて薬業指導を受ける必要のある場合もあります）。

上記の流れは一例です。医療機関によって異なる場合があります。



電話やオンラインによる受診が可能な医療機関のリストや
今回の時限的な取り組みについては厚生労働省のホームページをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/rinsyo/index_00014.html

